

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年10月15日

横浜市契約事務受任者
選挙管理委員会事務局長 武島 和仁

1 契約の概要

- (1) 横浜市長選挙に係る選挙公報の印刷
- (2) 選挙公報仕訳・梱包・配送委託
- (3) 選挙公報の世帯配布委託(鶴見区ほか10区)
- (4) 選挙公報の世帯配布委託(旭区ほか4区)

2 履行(納品)場所

- (1) 神奈川県内の別途指定する場所
- (2) 市内一円
- (3) 市内一円
- (4) 市内一円

3 契約日

- (1) 令和8年9月16日
- (2) 令和8年9月16日
- (3) 令和8年9月16日
- (4) 令和8年9月16日

4 履行日又は履行期間

- (1) 契約締結した日から令和8年10月30日
- (2) 契約締結した日から令和8年10月30日
- (3) 契約締結した日から令和8年10月30日
- (4) 契約締結した日から令和8年10月30日

5 契約金額

- (1) 13,763,640円
- (2) 8,316,000円(概算)
- (3) 35,159,509円(概算)
- (4) 13,157,251円(概算)

6 契約の相手方（名称及び所在）

- (1) 株式会社神奈川新聞社
中区太田町 2－2 3
- (2) 株式会社神奈川新聞総合サービス
中区太田町 2－2 3
- (3) 京浜新聞販売組合
中区太田町 2－2 3
- (4) 神奈川県新聞販売組合
中区太田町 2－2 3

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

- (1) 横浜市長が令和 8 年 8 月 28 日に退職の申立てをしたことに伴い、令和 8 年 8 月 31 日付で公職選挙法第 111 条第 1 項第 4 号の通知を受けたため、横浜市長選挙を行うべき事由が生じた。選挙公報を横浜市域内全世帯に配布するためには、告示日翌々日に選挙公報の印刷を完了させ、速やかに配布作業を開始する必要がある、至急契約締結しなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、市民及び本市にとって償うことのできない損害が生じる状況となったため。
- (2) 選挙公報を横浜市域内全世帯に配布するためには、選挙公報の引取り・配送に必要な車両や仕訳・梱包にかかる人員、資材を早期に確保し、配布主体に対して遅滞なく配送できる体制を整備する必要がある、至急契約締結しなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、市民及び本市にとって償うことのできない損害が生じる状況となったため。
- (3) 横浜市長選挙については、横浜市長が令和 8 年 8 月 28 日に退職を申し立てたことに伴い、令和 8 年 8 月 31 日に臨時開催した横浜市選挙管理委員会において選挙期日を同年 10 月 18 日と決定した。
大規模な配布エリアと配布世帯数を短期間で網羅できるノウハウ・機動力・人員・人材を有している事業者は同様の業務を日常的に行っている選定事業者のみであり、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられるため。
- (4) 横浜市長選挙については、横浜市長が令和 8 年 8 月 28 日に退職を申し立てたことに伴い、令和 8 年 8 月 31 日に臨時開催した横浜市選挙管理委員会において選挙期日を同年 10 月 18 日と決定した。

大規模な配布エリアと配布世帯数を短期間で網羅できるノウハウ・機動力・人員・人材を有している事業者は同様の業務を日常的に行っている選定事業者のみであり、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられるため。

8 契約の相手方の選定理由

- (1) 円滑かつ遺漏のない業務遂行はもちろんのこと、選挙が間違いなく執行できるよう正確に印刷できる技術があることが必要になるため、自社で輪転機を保有しており、令和 7 年 8 月執行の横浜市長選挙において当該業務を行った実績があるため。

- (2) 直近の令和 8 年 2 月執行の衆議院議員総選挙において当該業務を行った実績があり、確実な業務の遂行が可能と判断したため。
- (3) 直近の令和 8 年 2 月執行の衆議院議員総選挙において当該業務を行った実績があり、確実な業務の遂行が可能と判断したため。
- (4) 直近の令和 8 年 2 月執行の衆議院議員総選挙において当該業務を行った実績があり、確実な業務の遂行が可能と判断したため。

9 所管課

選挙管理委員会事務局選挙課